

第 10 回那須塩原市河川愛護フォトコンテスト実施要領
(通称「2025 那須塩原市河川愛護フォトコン」)

1 趣旨

近年のアウトドア志向の高まりにより、河川敷や溪流などの水辺空間は、魚釣りや水遊び、バーベキュー、キャンプなどの多様な目的で利用される機会が増加しています。

しかし、これらの行為に伴い、ごみの投棄、後始末の放棄、河川の汚染、施設の破損などの問題も発生しています。

当コンクールは、河川に関する写真の撮影及び鑑賞を通じて、河川に対する興味・関心を高め、河川愛護思想の醸成と啓発を目的として実施します。

2 主催

那須塩原市河川愛護会（以下、「市河川愛護会」という。）

3 作品の募集

(1)応募資格 国内居住者

(2)応募要件

- ・那須塩原市内で撮影された川、池などの水辺空間の写真であること。
- ・撮影した写真の時期の制限はない。また、既に Instagram へ投稿済みの写真にハッシュタグ等を付けることで応募することも可能とする。
- ・投稿内容又は Instagram アカウント名等が公序良俗に反するものでないこと。
- ・他の写真コンテスト等で受賞歴がない作品であること。
- ・合成加工など、不自然な加工をした写真ではないこと。
- ・1 人 1 点の応募とする。2 点以上の写真投稿があった場合は、応募要件を満たした作品の中から最も新しい投稿の 1 枚目を採用する。
- ・応募者は、Instagram アカウントを公開し、市河川愛護会公式 Instagram(ID : nasushio_river) をフォローし、受賞者決定までフォローを外さないこと。
- ・受賞者は、投稿の削除、アーカイブ化又は改変を行わないこと。

(3)募集周知

- ・那須塩原市広報、市ホームページ、市 SNS、市河川愛護会公式 Instagram
- ・関係機関、関係団体、公共交通機関等にチラシを配布
- ・市河川愛護会に所属する単位愛護会 31 団体にチラシを配布
- ・フォトコンテスト募集サイトに web 掲載

(4)応募方法

SNS・Instagram（インスタグラム）で、写真 1 点並びにハッシュタグ「2025 那須塩原市河川愛護フォトコン」、「場所が特定できる撮影地名等」及び「タイトル」の 3 点を付けて投稿する。ただし、13 歳未満は Instagram の新規アカウント開設することができないことから、中学 1 年生以下については、メール提出等も可能とする。

メール提出時の画像サイズについては、Instagram 投稿に準ずるものとし、正方形 1:1 幅 1080 ピクセル×高さ 1080 ピクセル、横長 1.91:1 幅 1080 ピクセル×高さ 566 ピクセル、縦長 4:5 幅 1080 ピクセル×高さ 1350 ピクセルを最大サイズとし、市河川愛護会公式 Instagram サブアカウント(ID : nasushioriversub)が代理投稿を行うものとする。

メール送付の場合は、①ペーネーム又は氏名②場所が特定できる撮影地名等、③題名（タイトル）を記載し、写真 1 点（画像データサイズ 4Mb 以下）を添付し hozenkanri@city.nasushiobara.tochigi.jp まで提出すること。

(5)募集期間

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日（火）～9 月 15 日（月）

4 作品の審査

(1) 審査時期

令和7(2025)年11月中旬

(2) 審査員

- ・那須塩原市河川愛護会役員
- ・フォトグラファー 人見麻紀
- ・那須塩原市地域おこし協力隊 田浦梨央

(3) 賞

最優秀賞1点、優秀賞2点とし、副賞は那須塩原市特産品（最優秀賞 1万円、優秀賞 5千円相当の品）とする。

(4) 審査基準

本要領3「作品の募集」の規定に合致するものの中から選出する。

(5) 審査方法

審査は次の3つの観点から行い、選出は次の審査工程により行う。

<観点>

1. 美しい作品であるか。
2. 河川愛護思想の醸成と啓発に資する作品か。
3. 河川等へ親しみを持てる作品か

<審査工程>

- ①市河川愛護会事務局が本要領第4「作品の審査」の(4)「審査基準」に合致した作品を選出し、作品数が30点を超えた場合は、事務局において第一次審査を実施し、作品数を20～30点程度まで絞り込む。
- ②審査員が本要領4「作品の審査」の(5)審査方法を経た作品から、最優秀賞1点、優秀賞2点決定する。

5 表彰

(1) 受賞者通知方法及び通知時期

受賞予定者にInstagramダイレクトメッセージ（又はメール）で、令和8(2026)年2月上旬までに通知する。

(2) 賞

最優秀賞、優秀賞に決定した者に対し、表彰状及び副賞を交付する。

6 注意事項

- ・応募作品は、応募者本人が撮影し、著作権を所有しているものに限る。
- ・市河川愛護会及び那須塩原市は、市河川愛護会、那須塩原市及びその他の公的機関等で行う展示のほか、作成する印刷物に応募作品を使用する権利を応募締切日から起算し、5年間保有する。
- ・人物が写っている場合は、写真に写る本人の承諾を得た上で応募すること。また、その人物が未成年である場合、保護者の承諾を得た上で応募すること。
- ・主催者は、応募作品の第三者への貸与は行わない。
- ・受賞された場合、商品発送等のために名前、住所、電話番号の確認や写真データの提供を依頼する場合がある。
- ・募集内容・期間は状況に応じて変更する場合がある。

なお、以下に該当するものと判断される場合は、審査対象外とする。

- ・公序良俗に反するもの、又は反する恐れのあるもの。
- ・第三者の著作権、肖像権等の権利を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。
- ・他の写真コンテスト等で受賞歴がある作品
- ・法令などに違反するもの
- ・合成加工など、不自然な加工をした写真
- ・投稿者が、投稿の削除又は改変を行った場合